

目 次

はじめに

I 川崎市子どもの権利委員会の意義と役割

- 1 条例および子ども施策の進展と子どもの権利委員会による検証…………… 1
- 2 子どもの権利委員会による活動の実際…………… 2
- 3 条例の理解・啓発機能を持つ委員会活動…………… 3
- 4 国内外から高い関心と評価を受けている活動…………… 3
- 5 川崎市子どもの権利委員会の検証のしくみ…………… 4

II 第6期川崎市子どもの権利委員会の調査及び検証活動

- 1 子どもの権利に関する実態・意識調査…………… 6
- 2 市民、行政職員との意見交換会について…………… 8
- 3 子どもに対する支援の協働・連携について（答申）…………… 11

III 川崎市子どもの権利に関する行動計画に対する意見

- 1 第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画の評価について…………… 13
- 2 第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見…………… 15

IV 第6期川崎市子どもの権利委員会の自己評価

- 1 実態・意識調査について…………… 18
- 2 施策の検証について…………… 20
- 3 行動計画への意見について…………… 21
- 4 委員会の組織・運営について…………… 22

V 第6期川崎市子どもの権利委員会を通して…………… 24

資 料

- 1 第6期川崎市子どもの権利委員会への諮問書（写）…………… 28
- 2 第6期川崎市子どもの権利委員会等の開催状況…………… 29
- 3 第6期川崎市子どもの権利委員会委員名簿…………… 32

凡 例

本書中で特に断りなければ、それぞれの用語は次のとおりとする。

- 「条例」又は「子どもの権利条例」は「川崎市子どもの権利に関する条例」をいう。
- 「権利委員会」又は「子どもの権利委員会」は「川崎市子どもの権利委員会」をいう。
- 「行動計画」は、「川崎市子どもの権利に関する行動計画」をいう。
- 「実態・意識調査」は「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」をいう。